



登米市中小企業振興資金融資制度の手引き

(作成日：令和6年3月18日)

【お願い】

申請にあたっては、本手引きと市ホームページもご確認ください。
「登米市中小企業振興資金利子補給金」に関するホームページは、右のQRコードからもアクセスできます。



【お問い合わせ先】

登米市産業経済部地域ビジネス支援課

住所：登米市中田町上沼字西桜場18番地（市役所中田庁舎2階）

TEL：0220-34-2706 / FAX：0220-34-2802

■ 登米市中小企業振興資金融資制度の概要

➤ 市内中小企業者の経営安定化、事業活性化を下支えするため、宮城県信用保証協会と地域金融機関と連携して運営している、低金利による融資制度です

I. 融資対象者の要件

以下の要件をすべて満たす中小企業者

1. 申請者の種別

【法人の場合】 登米市内に主たる事務所又は事業所を1年以上有しているもの

【個人の場合】 登米市内に1年以上住所を有し、かつ、登米市内において同一事業を引き続き1年以上営んでいるもの

2. 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種を営んでいる方（農業・林業・金融業・保険業は除く）

3. 事業内容が堅実であること

4. 市税（個人市県民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税）及び国民健康保険を完納し、かつ、あっせんに係る債務の全部を弁済できると認められるもの

5. 信用保証協会の代位弁済を受けていないもの

6. 金融機関からの取引停止を受けていないもの

II. 融資条件

資金使途	運転資金又は設備資金（併用可）
融資限度額	2,000 万円
貸付期間	運転資金： 7年以内 設備資金： 10年以内 併用： 7年以内 ※据置期間の設定は、いずれも1年まで可能
貸付利率	1.70 %（※1）
連帯保証人	法人の場合：必要に応じて徴求する（※2） 個人の場合：原則不要
保証料	0.45 % ~ 1.59 %（原則市が全額負担※2）

※1 融資実行後12ヶ月間に限り、利子支払額の2分の1以内を市で利子補給します。
借換による貸付の場合、利子補給額の一部が減額となります。（詳しくはお問い合わせください）

※2 **宮城県信用保証協会の経営者保証を不要とする保証**による申請の場合、連帯保証人は不要となります。
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度による申請の場合、連帯保証人は不要となりますが、
上乗せされた保証料は自己負担となります。

■ 融資までの流れ

1. 金融機関への融資相談

金融機関へ融資相談を行ってください。

所定の審査を行った後、市の振興資金融資の申し込みをします。

金融機関 ⇒ 商工会 ⇒ 登米市 の流れで書類が提出されます。（※）



※ 保証条件等変更の届出・申請については、**商工会を経由せず**、金融機関から市に直接書類を提出してください。

2. 登米市、宮城県信用保証協会で審査



1. 登米市が審査し、内容が妥当であれば、融資あっせん協議書を金融機関へ交付します。
2. 金融機関から宮城県信用保証協会に書類が提出され、保証を受けられるか審査されます。

3. 金融機関にて融資の契約

保証協会から保証が承諾された後、金融機関と契約を締結し、融資が実行されます。
なお、融資実行時に保証協会に支払う保証料は登米市が全額負担します。



■ 必要書類（融資申込）

No	書類	法人	個人	備考
1	協議書発行に係る依頼書	○	○	※商工会で作成（会長印押印）
2	中小企業振興資金融資あっせん申込書（様式第1号）	○	○	
3	保証料補給金交付申請書（様式第2号）	○	○	
4	個人情報提供に関する同意書	○	○	法人の場合：保証人の署名も必要
5	（車両購入に係る）理由書	○	○	車両購入時のみ提出
6	信用保証委託申込書（写）	○	○	保証人等明細・申込人（企業）概要も含む
7	信用保証依頼書（写）	○	○	
8	定款（写）	○		
9	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写）	○		インターネット謄本は不可
10	住民票（写）	○	○	法人の場合：保証人の住民票（付さない場合は不要）
11	納税証明書【未納の税額がないことの証明】（写）	○	○	申込人と保証人の証明書
12	当該事業に係る許認可証等（写）	○	○	許認可を必要とする業種のみ
13	見積書（写）	○	○	設備資金として利用する場合
14	工事概況書（写）	○	○	建設業のみ
15	決算報告書又は確定申告書（写）	○	○	直近1期（年）分

※連帯保証人を不要とする申請の場合は、宮城県信用保証協会の確認書等を併せて提出してください。

■ 必要書類（条件変更：申込人・保証人に関する変更）

➤ 変更事由：法人成、債務引受、代表者（保証人）変更、住所変更など

No	書類	法人	個人	備考
1	登米市中小企業振興資金融資あっせん申請書に係る申込人等変更届	○	○	変更理由を明確に記入
2	保証条件変更依頼書	○	○	金融機関が記入
3	個人情報提供に関する同意書	○	○	法人：代表者又は保証人の変更の場合 個人：法人成、申込人の変更の場合
4	保証条件変更申込書（写）	○	○	（様式H5000）
5	保証条件変更依頼書（写）	○	○	（様式H5010）
6	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写）	○	○	法人：代表者又は保証人の変更の場合 個人：法人成の場合
7	住民票（写）	○	○	法人：保証人の変更の場合 個人：法人成（保証人分）、申込人の変更の場合
8	納税証明書【未納の税額がないことの証明】（写）	○	○	法人：代表者又は保証人の変更の場合 個人：法人成、申込人の変更の場合
9	その他個人事業主の変更がわかる書類		○	廃業届、開業届、事業の引継ぎがわかる書類など

宮城県信用保証協会への変更協議書が不要な変更（住所変更など）についても届出が必要です（変更協議書は発行しません）

■ 必要書類（条件変更：融資・保証内容の変更）

➤ 変更事由：保証期間の延長、償還方法（償還額など）の変更、元金据置など

No	書類	法人	個人	備考
1	保証条件等変更許可申請書	○	○	
2	保証条件変更依頼書	○	○	金融機関が記入
3	保証条件変更申込書（写）	○	○	（様式H5000）
4	保証条件変更依頼書（写）	○	○	（様式H5010）
5	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写）	○		インターネット謄本は不可
6	住民票（写）		○	

- 条件変更の内容により、上記書類のほか経営改善計画（収益力改善計画）やバンクミーティング資料、金融機関作成の理由書等の提出を求める場合があります。事前にお問い合わせください。
- 保証期間の延長に係る上限は、融資条件の貸付期間となります。それ以上の延長については、借換による新規融資申込が必要となりますので、必要書類を提出していただき、改めて審査いたします。
- 元金据置の期間は、最大12ヶ月です。

原則、累計据置期間が12ヶ月を超える変更はできません。ただし、経営改善計画策定による元金据置など、必要性が認められる事由であれば、対応可能な場合もありますので、事前にご相談ください。

■ 取扱金融機関

金融機関	本店、支店
株式会社七十七銀行	支店：佐沼（米谷）、登米、中津山、若柳、涌谷
株式会社仙台銀行	支店：佐沼（中田町、米川）、登米（津山）
仙北信用組合	本店、支店：迫（中田）
石巻商工信用組合	支店：豊里、登米
一関信用金庫	支店：登米、若柳
石巻信用金庫	支店：登米

■ 商工会

商工会	本所、支所
登米中央商工会	本所（迫）、石越町支所
みやぎ北上商工会	本所（中田）、登米支所、東和支所、津山支所
登米みなみ商工会	本所（米山）、豊里支所、南方支所（本所に仮移転中）